

質 問 回 答

平成 26 年 8 月 11 日

「(案件名) ミャンマー国 ティラワ経済特別区管理委員会能力向上プロジェクト【有償勘定技術支援】」(公示日 : 平成 26 年 7 月 30 日 / 公示番号 : 140600) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P6 (5) 第三国における研修の実施	<p>1. 研修に係る見積もりは、別見積りとなりますか？ (選定する研修国により、経費のばらつきが出てきます)。 各種準備手続きの中で、ミャンマー政府の参加者(10 名)に係る経費見積もりの基準(等級など)はありますか？</p>	<p>1. 最適と想定される国に基づき別見積りとはせずに見積額に含めてください。</p> <p>経費見積りの基準は、ありません。 ティラワ SEZ 管理委員会及び OSSC に配置されている人員が研修参加者となることが想定されます。</p> <p>・ ティラワ SEZ 管理委員会メンバー http://myanmarthilawa.com/management-committee ・ OSSC メンバー http://myanmarthilawa.com/one-stop-service-center</p>
2	P4 (2) SEZ-MC/OSSC の組織運営・経営管理能力の強化	<p>1. 左記に関して「ミ」国内での研修を計画していますが、その実施に係る経費は別見積りとなりますか？</p>	<p>1. 別見積りとはせずに見積額に含めてください。</p>

以 上